

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第29号 平成27年7月13日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、証明書交付時に申請者から手数料を徴収せずに、納入通知書を発行し納付させていた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料については、いわき市手数料条例第3条の規定により、証明書の交付を受ける際納付するものとされていることから、申請者に証明書を交付する際に手数料を徴収し、市財務規則第49条の2の規定により領収証書（第17号様式）を交付しなければならないにもかかわらず、証明書交付日（調定日）から14日以内の日を納期限とする納入通知書兼領収証書（第15号様式）を発行し、別途納付させていた。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務については、申請者に証明書を交付する際に手数料を徴収すべきところですが、認識誤りにより、納入通知書を発行し納付させていたものです。</p> <p>現在は、市手数料条例及び財務規則の規定に基づき、証明書交付時に手数料を徴収し、領収証書（第17号様式）を交付し、現金等払込書（第16号様式）により、職員が納付することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>徴収嘱託員が徴収した市税等並びに資産証明手数料及びその他の証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み時期が遅延している例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>徴収嘱託員が市税等の徴収金として平成26年4月22日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日（水）までには払い</p>	<p>徴収嘱託員が徴収した市税等の徴収金については、市財務規則に基づき、指定金融機関に翌日払込みの準備をしていたものの、急用の発生等により休暇となったことから、その翌日の払込みとなったものであります。</p> <p>今後は、徴収金の払込み状況について管理を強化し、休暇等の理由により払込みができない場合には、他の職員が払込むなど、遅延することがないように、徹底して参ります。</p> <p>また、資産証明手数料については、窓口等で</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>込まなければならなかったにもかかわらず、同月24日（木）に払い込まれていた。</p> <p>【類例16件あり】</p> <p>【事例2】</p> <p>資産証明手数料及びその他の証明手数料として平成26年4月8日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月9日（水）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月10日（木）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（税務課、四倉税務事務所）</p>	<p>領収した現金を税務事務所設置の耐火金庫に保管後、市財務規則に基づき、すみやかに指定金融機関に翌営業日までに払込みしておりますが、金庫内現金の確認遅延により払込みが1日遅れたものであります。</p> <p>今後は、確認を徹底し、再発の防止に努めて参ります。</p>
<p>3 支出事務（その1）</p> <p>いわき市公有財産価額審議会及びいわき市固定資産評価審査委員会の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>いわき市公有財産価額審議会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第204条に規定する「報酬」として同法第205条第1項第1号を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,453円としていた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて</p>	<p>いわき市公有財産価額審議会及びいわき市固定資産評価審査委員会の委員報酬に係る支出事務において、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用すべきところでしたが、認識誤りにより、所得税等の源泉徴収税額を誤って算出してしまいました。</p> <p>なお、各委員に対して、当該源泉徴収税額については、平成26年分の確定申告にて対処されるよう依頼しております。</p> <p>今後は、会計室からの通知に基づく「源泉徴収確認票」を作成し、課内でのチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。</p> <p>【事例2】</p> <p>いわき市固定資産評価審査委員会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、その5%に相当する415円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,885円としていた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。</p> <p style="text-align: center;">（管財課、市民税課）</p> <p>4 支出事務（その2）</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、雇用保険の加入手続きがなされていない例が認められた。</p> <p>※ 市県民税賦課業務に従事する日々雇用職員の賃金については、平成27年1月13日から同年2月28日までの47日間を雇用期間として雇用しており、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上の継続雇用が見込まれる者に該当していることから、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者と認められ、雇用保険料を「423円」と算出すべきにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続きがなされていないことから、雇用保険料を「0円」と算定していた。【類例4件</p>	<p style="text-align: center;">措置した内容</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者と認められる者について、認識誤りにより、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続きがなされていなかったことから、遡及加入により加入手続きを行いました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>あり】</p> <p>(市民税課)</p> <p>5 支出事務 (その3)</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 所得税法第2条第1項第34号の2に定める控除対象扶養親族は、「扶養親族のうち年齢16歳以上の者」とされていることから、16歳以上の扶養親族を有していない日々雇用職員の賃金に係る所得税等は、給与所得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数は「0人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「103,000円以上105,000円未満」に該当する額「830円」と算出すべきにもかかわらず、扶養親族等の数は「1人」の欄を適用し、所得税等の額を「0円」と算出していた。【類例4件あり】</p> <p>(資産税課)</p> <p>6 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる18件のうち6件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>(管財課、税務課、市民税課)</p>	<p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、所得税法第2条第1項第34号の2に定める控除対象扶養親族の認識誤りにより、所得税等の源泉徴収税額を誤って算出してしまいました。</p> <p>なお、当該源泉徴収税額については、平成26年分の年末調整にて対処しております。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、契約条項を十分に確認せず、契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまいました。</p> <p>平成27年度の既契約分については、既に、契約内容に排除措置の事項を記載しており、今後の契約事務についても、適切に対応して参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	消防本部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第29号 平成27年7月13日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務</p> <p>消防諸証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ り災証明書交付手数料として平成27年1月6日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月7日（水）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月8日（木）に払い込まれていた。</p> <p>同様に、同月26日（月）に受領した防火管理に関する講習課程修了証明手数料についても、同月27日（火）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日（水）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（平消防署）</p> <p>2 支出事務（その1）</p> <p>週休日の振替に関連した超過勤務命令及び超過勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>(1) 週休日の振替に係る超過勤務及び特殊勤務命令簿の記載誤り</p> <p>(2) 週休日の振替に係る超過勤務及び特殊勤務命令簿の記載漏れ</p> <p>（小名浜消防署、中央台分遣所、川前分遣所、江名分遣所、三和分遣所）</p>	<p>手数料に係る収入事務処理について、職員の認識不足により遅延したものであります。</p> <p>指摘を受け、いわき市財務規則に従い、収入金の払込みが遅延することのないよう事務処理に努め、事務の連携を図り、全職員に周知徹底をし、今後とも、適切な収入事務に努めてまいります。</p> <p>記載誤り及び記載漏れにより生じたもので、過誤支出した分について、平成27年9月24日、25日付で該当職員より返納を受け、職員課給与係に戻し入れするよう手続きをいたしました。</p> <p>また、記載漏れにより、手当等が支給されていない該当職員に対しては、平成27年10月の給与で支給をいたします。</p> <p>今後は、システム導入などを視野に入れた事務体制の見直しを検討し、適正な事務処理を行</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>3 支出事務（その2）</p> <p>超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>(1) 超過勤務命令及び超過勤務実績の記載誤り及び記載漏れ</p> <p>(2) 出勤業務に係る特殊勤務実績の記載誤り及び記載漏れ</p> <p>(3) 諸手当実績報告書の記載誤り及び記載漏れ （平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、四倉分署、中央台分遣所、川前分遣所、田人分遣所、遠野分遣所）</p> <p>4 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる48件のうち、1件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>います。</p> <p>記載誤り及び記載漏れにより生じたもので、過誤支出した分について、平成27年9月24日、25日付で該当職員より返納を受け、職員課給与係に戻し入れするよう手続きをいたしました。</p> <p>また、記載漏れにより、手当等が支給されていない該当職員に対しては、平成27年10月の給与で支給をいたします。</p> <p>今後は、システム導入などを視野に入れた事務体制の見直しを検討し、適正な事務処理を行います。</p> <p>平成27年度の消防本部自動扉装置保守業務委託において、ご指摘のありました「いわき市契約等に係る暴力団の排除に関する要綱」第4条第3項に定める条文を盛り込み、契約締結をしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	消防本部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第29号 平成27年7月13日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>自主防災組織における育成・機能強化の推進について</p> <p>大規模な災害が発生したとき、住民の被害を最小限に食い止め、その命や財産を守るためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが必要不可欠である。また、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）も重要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、住民の被害の最小化が可能となる。</p> <p>本市においては、共助の役割を担う自主防災組織について、これまで地域防災計画においてすべての行政区に整備することを目標に掲げて、平成27年4月1日現在、424組織（結成率84.7%）が設立されており、本年度からは各自主防災組織の構成員等の中から「防災士」の資格取得者を養成しながら、地域における防災訓練の実施など自主的な活動を促進し、消防団、企業等との連携を深めるなど、さらなる地域の防災力の向上に取り組んでいる。</p> <p>しかし、その自主防災組織が未だ結成されていない行政区もあり、引き続きその結成促進を図ること、また結成された自主防災組織においても、多数の住民参加の下で、自発的</p>	<p>自主防災組織の育成・機能強化については、「自主防災組織に対する訓練指導推進要領」を定め、毎年の指導目標を掲げて実施しているところですが、広島市での大規模土砂災害や昨今の記録的豪雨による大規模な水害に対し、気象警報や避難準備情報、避難勧告、避難指示といった様々な情報にも、地域住民自らが行動できるよう指導するとともに、「自助」「共助」の意識高揚を図ってまいります。</p> <p>また、これまでの災害図上訓練（DIG）に加え、避難所運営ゲーム（HUG）等を積極的に活用し、関係機関との連携を図りながら、自主防災組織のさらなる育成・指導に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>で、より実践的な防災訓練が効果的に実施されることが求められる状況にある。</p> <p>もとより自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時には地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行うとともに、実際に災害が発生した際には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出・救助、避難誘導、避難所の運営といった活動を行うなど、たいへんに重要な役割を担っていることから、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域住民の自主防災組織への期待はますます大きくなっている。</p> <p>こうしたことから、消防本部においては、これまでも自主防災組織に対し、初期消火訓練をはじめ、救出・救護、応急救護など実地訓練における技術指導等を行うとともに、防災講話等を実施するなど、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援してきたところであるが、「共助」の重要性に鑑み、自主防災組織が市内全地区に結成され、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が可能となるよう、今後とも防災担当部局と緊密に連携を図りながら、自主防災組織の育成・機能強化をさらに推進されることを望むものである。</p>	